

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表について

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	76.3%
非正規雇用労働者	30.9%
全ての労働者	58.4%

対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規雇用労働者: 無期雇用労働者、出向者については当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

非正規雇用労働者: 有期雇用労働者、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

<正規雇用労働者>

賃金差異の主な原因は、賃金が高い管理職の女性の割合が少ないことが挙げられる。

管理職への女性登用を計画的に推進する。

<非正規雇用労働者>

非正規雇用労働者においては、女性よりも男性に相対的に賃金が高い有期雇用労働者が多いため、賃金差が生じている。

賃金体系に男女差はなく、パートタイマーを除いた場合の賃金差異は105.0%である。